

1. 建設業の業種区分の「解体工事業」新設について(平成28年6月1日から改正建業法施行)

社会資本の老朽化に伴う維持更新時代の到来を踏まえ、今後増大が見込まれる解体工事の安全と品質を確保することを目的として、約40年ぶりに業種区分の見直しが行われ「解体工事業」が新設されました。 □

[1] 許可に係る業種区分の見直し【建設業法別表第1】

現行の建設業法においては「とび・土工事業」に含まれる「工作物の解体」を独立させ、許可に係る業種区分に解体工事業を追加します。

解体工事業を営む者については、同日から解体工事業の許可が必要となります。ただし、施行の際すでにとび・土工事業の許可で解体工事業を営んでいる建設業者については経過措置が設けられ、施行日から3年間は、引き続きとび・土工事業の許可を有している限り、解体工事業の許可を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができます。【附則第3条】

なお、これらの事項の平成28年6月1日からの施行に併せて、建設業法施行規則についても、以下の改正が行われています。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html

国土交通省ホームページ「建設業法施行規則の一部を改正する省令」

【解体工事の適正な施工確保に関する検討会】〔国土交通省ホームページ〕

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000094.html

解体工事の適切な施工を確保するため、解体工事に配置される技術者に求められる技術及び知識について検討を行う。

【最終とりまとめ(2015/09/16)】〔国土交通省ホームページ〕

報道発表表紙 <http://www.mlit.go.jp/common/001104028.pdf>

概要 <http://www.mlit.go.jp/common/001104029.pdf>

最終とりまとめ <http://www.mlit.go.jp/common/001104030.pdf>

[2] 「解体工事業」が新設されることに伴い、監理技術者等の技術者資格が規定されました。

【解体工事業の新設に伴う監理技術者資格者証について】〔一般財団法人 建設技術者センターホームページ〕

http://www.cezaidan.or.jp/managing/news/news_201604112.pdf

2. 監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件の引き上げについて(平成28年6月1日から改正建業法施行)

建設業法施行令の一部が改正され、平成28年6月1日より監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件が引き上げられることになりました。

【建設業法施行令の一部を改正する政令】を閣議決定しました。(2016年4月1日)

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000409.html

報道発表資料(PDF形式)〔国土交通省ホームページ〕

<http://www.mlit.go.jp/common/001126181.pdf>

監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件の引き上げについて〔一財団法人 建設業技術者センターホームページ〕

http://www.cezaidan.or.jp/news/news_20160411_2.pdf

3. 「監理技術者講習修了証」と「監理技術者資格者証」に統合について(平成28年6月1日から改正建業法施行)

監理技術者の「資格者証」と「講習修了証」の2枚のカードが、監理技術者資格者証の両面を使って1枚に統合されます。

平成28年6月1日以降に交付される資格者証には、講習修了情報が印字されるようになります。

また、各講習実施機関は講習修了証に代えて、「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を発行し、そのラベルを講習機関または講習修了者が資格者証の裏面の所定の箇所に貼付することでも、講習を修了したことの証明となります。

【国土交通省 資料】監理技術者修了証と講習修了証の統合について

<http://www.mlit.go.jp/common/001120430.pdf>

「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」の統合について

http://www.cezaidan.or.jp/news/news_20160411-1.pdf